

動物愛護管理法第12条第1項第1号から第7号までに該当しないことを示す書類

フリガナ  
申請者 氏 名  
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)  
〒  
住 所  
電話番号  
FAX番号

以下の者は、下記事項のいずれにも該当しません。

- 申請者
- 当該法人の役員
- 動物取扱責任者

事 項
1 精神の機能の障害によりその業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
2 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
3 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第19条第1項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から2年を経過しない者
4 法第10条第1項の登録を受けた者で法人であるものが法第19条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその第一種動物取扱業者の役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの
5 法第19条第1項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
6 法の規定、化製場等に関する法律（昭和23年法律第140号）第10条第2号（同法第9条第5項において準用する同法第7条に係る部分に限る。）若しくは第3号の規定又は狂犬病予防法（昭和25年法律第247号）第27条第1号若しくは第2号の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
7 動物の販売を業として営もうとする場合にあっては、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）第57条の2第1号（同法第12条第1項（希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第58条第1号（同法第18条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第2号（同法第17条（希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第63条第6号（同法第21条第1項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）、第2項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）、第3項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第6項（国際希少野生動植物種の個体等である動物の個体に係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第65条第1項（同法第57条の2第1号、第58条第1号若しくは第2号又は第63条第6号に係る部分に限る。）の規定、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第84条第1項第5号（同法第20条第1項（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）、第23条（加工品又は卵に係る部分を除く。）、第26条第6項（譲渡し等のうち譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）又は第27条（譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）、第86条第1号（同法第24条第7項に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第88条（同法第84条第1項第5号又は第86条第1号に係る部分に限る。）の規定又は特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）第32条第1号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第4号（特定外来生物である動物に係る部分に限る。以下同じ。）、第33条第1号（同法第8条（特定外来生物である動物の譲渡し又は引渡しに係る部分に限る。）に係る部分に限る。以下同じ。）若しくは第36条（同法第32条第1号若しくは第4号又は第33条第1号に係る部分に限る。）の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

備 考

この書類の大きさは、日本産業規格A4とすること。